

民間賃貸住宅家賃補助事業（子育て世帯向け）

公営住宅を補完する住宅として、子育てに適した民間賃貸住宅を公営住宅の入居基準を満たす子育て世帯に斡旋し、仲介手数料と一定期間家賃の一部を補助します。

1 制度の目的

公営住宅の補完・子育て世帯の居住の安定

公営住宅を補完する住宅として、子育てに適した民間賃貸住宅を活用し、公営住宅の入居基準を満たす子育て世帯が入居した際に仲介手数料と家賃の一部を補助することにより、子育て世帯の居住の安定及び経済的負担の軽減を図ります。

2 家賃補助住宅の募集・登録

町は、子育てに適した民間賃貸住宅で、子育て世帯に賃貸することを条件とした住宅を募集します。

- (1) 家賃は6万円（1戸建て住宅の場合は7万円）以下であること
- (2) 礼金、保証金、更新料など敷金以外の権利金がないこと
- (3) 敷金は家賃の2か月分以下であること
- (4) 床面積が50㎡以上で2以上の寝室があること
- (5) 台所、浴室、収納スペース、水洗便所、給湯設備があること
- (6) 専用の駐車スペースがあること

※町は、応募のあった住宅の審査をして家賃補助住宅の登録をします。

3 入居者の資格

公営住宅に入居申込みをしていて、次に該当する世帯

- (1) ア 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子を扶養する親子世帯
イ 妊婦の人がいる場合は夫婦又は単身世帯
ウ 配偶者を得てから5年以内で、かつ、夫婦のいずれもが50歳未満
- (2) 生活保護を受けていないこと
- (3) 過去にこの補助の交付決定をされたことがないこと
- (4) 入居後に、町内会に加入する者であること

4 入居申込み・契約

- (1) 町は、公営住宅に入居申込みをした方で、家賃補助住宅の入居資格を有し、民間賃貸住宅へ入居して家賃補助を受けることを希望する方に、登録した住宅の家賃、補助金その他賃貸の条件などの情報を提供し、入居申込みを受け付けます。
(世帯構成により申込できる住宅に制限がある場合があります。)
- (2) 登録物件に入居希望があった場合は、町が審査した上で入居予定者を選定します。
- (3) 住宅の所有者（管理者）は、入居予定者について入居審査をした上で賃貸契約を締結します。

※家賃補助住宅に入居して補助金の交付を受けている期間（補助金の交付期限の3か月前以降を除く）は公営住宅の入居申込みはできません。

5 仲介手数料及び家賃の補助

補助金交付申請・交付決定

家賃補助住宅に入居した方は、入居後に町に補助金の交付申請をします。

(入居の日から30日以内、翌年度からは6月30日までに申請)

補助金の額	仲介手数料×3/4 (1,000円未満切捨て) 上限 50,000円 月額家賃×1/3 (1,000円未満切捨て) 上限 15,000円 (家賃には管理費、共益費、駐車場使用料などは含まれません)
補助の期間	入居開始の月から 最年少の子が18才になってから最初の3月まで(最長60か月)

補助金の交付申請は、年度ごとに行います。子育て世帯に該当しないときや入居から3年を経過した後に収入基準を超えたときは交付決定できません。

補助金請求・補助金交付

仲介手数料に対する補助金は請求のあった日から30日以内に、家賃に対する補助金は、7月、10月、翌年1月、4月に前3か月分について交付します。このとき、家賃の納入が確認できる書類を提出してください。家賃に未納がある月の補助金は交付しません。(年度内に限り未納家賃の納入を確認後に交付します。)

6 事業の流れ

